

【ドイツ】 新連立政権の政策課題

海外立法情報課・山口 和人

* 2009年9月27日の連邦議会議員総選挙の結果を受け、キリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CSU)及び自由民主党(FDP)の3党は10月26日、連立協定に調印した。これを受けて同月28日、CDUのメルケル党首が連邦議会で連邦首相に選出され、同日の組閣を経て3党の連立政権が発足した。11月10日、メルケル首相は連邦議会で施政方針演説を行い、連立協定に沿って実現すべき新政権の政策目標を示した。これらの政策実現の第一弾として、大幅な国民負担の軽減による「成長加速法」が12月18日に成立した。

1 連立協定の概要

「成長、教育、結束」と題する連立協定は、前文と6部の構成、132ページに及ぶ長大なものであり、新政権が今後4年間にわたって取り組む政策課題を示したものである。その内容には、減税を中心とする国民負担の軽減とこれを通じた経済危機の克服、教育・研究への投資の増大、治安関係立法の見直し、原子力発電所の稼働年数の延長、前政権の外交・防衛政策の継続等が含まれる。以下ではいくつかの政策分野について、その概要を紹介する。

国民負担の軽減

2009年8月1日に施行された基本法改正等により完了した連邦制改革第二段階(連邦と州の財政関係)においては、財政規律の強化の原則が基本法に規定されたが、連立協定においては、中低所得者や子どものいる家族を中心に年間240億ユーロの大幅な減税が約束され、国民負担の軽減による経済危機の克服という観点が前面に打ち出されている。2010年1月1日以降、所得税の児童扶養控除額を従来の子ども1人当たり6024ユーロから7008ユーロに引き上げること、児童手当を子ども1人当たり月額20ユーロ増額すること(現行制度では第1子及び第2子が月額164ユーロ、第3子が同170ユーロ、第4子以降が同195ユーロ)、中小企業の後継者の相続税の負担を軽減すること、ホテル宿泊費にかかる付加価値税を現行の19%から7%に引き下げることが取り決められた。さらに「可能な限り」2011年1月1日から中低所得者の税負担を軽減する(段階税率の採用による)所得税減税を実施することとした。

労働市場政策

法律によって最低賃金を一律に決定することを拒否する一方、産業分野別に労使協定に基づき拘束力のある最低賃金を定めることは容認した。ただし、その場合でも、2011年10月までにこのような最低賃金制が「労働の場を危うくしないかどうか」の検証を行うことが定められた。有期雇用契約については、従来禁止されていた再雇用が1年の期間を置くことで可能となった。一方、FDPが要求していた解雇からの保護規定の

撤廃は見送られた。

家族への支援・少子化対策

冒頭に記した児童扶養控除の上限の引上げ及び児童手当の増額のほか、2013年以降、自宅で子どもを養育する両親に養育手当を支給することとした。なお、子どものいる家庭や保育施設の保護のため、子どもの騒音を理由とした訴訟を起こすことはできないように法改正を行うことを明記した。

教育・研究政策

「教育」(Bildung)ということばが連立協定のタイトルに入っていることからうかがわれるように、教育・研究分野が新政権の政策において特に重要な地位を与えられている。2010年から2013年までの4年間に、教育・研究分野への支出を120億ユーロ増大させること(ただしその用途は具体的に書かれていない)、優秀な学生に対して月300ユーロの奨学金を所得制限なしに支給すること、「教育の貧困」に対する戦いを強化すること、などが盛り込まれている。

環境・エネルギー政策

気候変動対策の目標として、地球温暖化による気温上昇を2度以内に抑えること、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で40%削減することを明記した。また、原子力を「再生可能エネルギーによって安定的に代替されるまでの過渡期のテクノロジー」と位置付けた上で、上記のような気候変動対策上の目標を達成し、エネルギー価格を安定的に保つため、国内の原子力発電所の稼働年数を延長することを明記した。これによって得られる財源は、再生可能エネルギー及びエネルギー蓄積研究に振り向けることとした。原子力発電所の新設は引き続き禁止する。

国内治安・法務政策

この分野では、特にテロ対策立法等の措置の緩和をめざすFDPの主張が取り入れられた。テロ犯罪等の予防のため私人のコンピューターに密かに侵入して情報を取得する「オンライン検索」等の強力な強制処分の権限を連邦刑事庁に付与した連邦刑事庁法につき、私的生活の中核領域の保護を強化する観点から見直すことが取り決められたが、新聞報道によれば、同法の大枠は維持される模様である。インターネットプロバイダーに対し児童ポルノサイトへのアクセスの遮断措置をとることを義務づけた「通信網における児童ポルノ防止法(アクセス困難化法)」の施行を1年間見送り、その代わりに、児童ポルノサイトの発見と撲滅を強化してその効果を検証することとした。また、14歳以上21歳未満の者に適用される少年刑法については、教育的観点を強調しつつも、殺人罪についての最高刑を15年(現行10年)に引き上げることが明記された。

外交・防衛政策

EU、NATO における協力及び国連の強化という従来の政権の方針を受け継ぐことが明記された。EU が国連で議席を得ることを推進することや、ドイツが常任理事国をめざすことも盛り込まれている。また、オバマ米大統領の軍縮提案及び核のない世界という目標を支持すること、ドイツにある核兵器が撤去されるよう米国に働きかけることが明記された。アフガニスタンへの関与については、ドイツの人々の安全に貢献するという国益から根拠づけ、NATO 及び国連の一員として、引き続き相応の貢献をしていくことを表明している。連邦軍については、徴兵制を維持するとともに、2011 年初めまでに兵役期間を従来の 9 か月から 6 か月に短縮すること、軍の組織構造については調査会を設置して 2010 年末までに検証を行うことなどが明記された。

2 メルケル首相の施政方針演説

11 月 10 日、メルケル首相は連邦議会で施政方針演説を行い、連立協定を踏まえて今後 4 年間に連立政権が取り組む政策の基本線を示した。同首相は、連邦政府が現在直面している課題を次の 5 項目に整理し、それぞれの解決のため連立政権がどのような政策を推進するかについて述べている。

- ①危機のもたらしたものを克服すること：首相は、国際的な金融・経済危機の結果、ドイツがかつてない深刻な景気後退に見舞われているとの強い危機感を表明し、この状況から脱する対策として、連立協定に盛り込まれた減税を中心とする国民負担の軽減を挙げ、これによって 2010 年には、前政権時（大連立）に決定したものを含め、220 億ユーロの負担軽減が達成されると述べた。2011 年については、連立協定では「可能な限り」所得税減税を実施するとされており、連邦財務省も確定的な減税の約束について慎重な姿勢を示していたが、首相はこれより踏み込んで、2011 年に所得税減税を実施することにより、成長に対して一層の刺激を与えることを明言した。
- ②国民の国家に対する関係を改善すること：首相は、国家の提供する教育、インフラ及びサービスが不十分であることに対する納税者の不満の高まりにふれ、教育の充実とこれを通じてのより多くの労働機会の提供、官僚制から生じる弊害の排除、「簡素、低額、かつ公正」な所得税制の導入等の必要性を説いた。
- ③社会の年齢構成の変化に賢明に対処すること：首相は、進展する少子高齢化の状況を指摘し、その対策の第一歩として自己の前政権で決定した年金支給年齢の 67 歳への引上げを挙げたが、さらに今後は、政策の優先順位を教育、社会統合、財政健全化、各世代に公正な社会保障システムの構築等に置くことを表明した。
- ④天然資源との関係を規律し、グローバルな秩序の枠組みを見出すこと：首相は、世界的な金融・経済危機を理由に環境保護の取組み、特に地球温暖化対策を怠ってはならないことを強調し、2009 年 12 月にコペンハーゲンで開催される COP15 において 2013 年以降についての国際的に拘束力のある議定書の条件となる実質的な政治的合意がなされることの重要性を指摘した。また、連立協定と同様、過渡的テクノロジーとしての原子力発電所の稼働期間延長の必要性にも言及した。

⑤自由と安全との新たな関係を作り出すこと：首相は自由と安全とは表裏一体のものであるとし、価値観を共有する NATO 及び EU の一員として、現在の安全保障の枠組みを維持することを強調した。また、アフガニスタンへの連邦軍の派遣にふれ、その活動を称賛し、同時に 2010 年初頭に予定される同国に関する国連の会議において現状打開の努力を行うことを表明した。アフリカがミレニアム目標を達成できることを「我々の義務」とし、2015 年までに開発援助予算を国内総生産の 0.7%まで引き上げるという目標を「倫理的課題」として提示した。

一方、野党各党は、首相演説に対してそれぞれの立場から批判を加えた。社会民主党 (SPD) のシュタインマイヤー連邦議会議員団長 (前外相) は、連立与党の政策は国内の亀裂を拡大させるものだとし、首相が難題を提示するだけで解決策を示していない、減税の財源を明らかにしていないなどと批判した。左派党のラフォンテーヌ党首は、連立与党の政策に対して派遣労働やヘッジファンドの禁止、統一的な最低賃金の導入、年金支給開始年齢の引上げの撤回、アフガニスタンからの撤退などの同党の主張を対置した。また緑の党のトリッティン党首は、連立与党の進める減税と税制改革は、無責任かつ効果がないものであり、「空しい成長の約束より、気候、教育及び[社会的]公正のための投資が必要」と述べた。

3 「成長加速法」の制定

2009 年 11 月 9 日、新政権の連立与党は、未曾有の金融・経済危機によってもたらされた成長の落ち込みに対処し、成長を加速することを目的として、減税をはじめ一連の国民負担の軽減を図る施策を主な内容とする法案を連邦議会に提出し、12 月 4 日連邦議会はこれを可決し、同 18 日に連邦参議院がこれに同意した。この法案は、連立協定及び政府施政方針実現の第一弾であり、連立協定に明記された児童扶養控除の増額、月額 20 ユーロの児童手当の増額、中小企業の後継者の相続税負担の軽減、ホテル宿泊費に係る付加価値税率の引下げ等、総額 85 億ユーロの国民負担の軽減を内容とする。前政権時代の施策と併せ、2010 年には合計約 200 億ユーロの国民負担の軽減が実施されると見積もられている。連邦だけでなく州にとっても税収の減少を招く (法案で予定される 85 億ユーロの減収のうち、連邦の減収は、約 46 億ユーロ、州及び自治体の減収は約 39 億ユーロと予想されている) ことから与党系の州からも反発の声が出たが、州政府の代表である連邦参議院の表決においても、結局賛成が多数を占めた。

参考文献 (インターネット情報は 2009 年 12 月 15 日現在である)

- Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP, 17. Legislaturperiode. Wachstum, Bildung, Zusammenhalt. <<http://www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf>>
- Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 17/3, den 10. November 2009.
- Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/15, 17/138, 17/147.
- *Das Parlament*, 59. Jahrgang Nr. 45, S.9-11.
- „Die neue Bundesregierung“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 26. Oktober 2009, S.4.